

電動キックボードやペダル付原動機付自転車等を利用される方へ

現在、一般的に利用されている電動式のモーターにより走行する「電動キックボード」や「ペダル付原動機付自転車」は、道路交通法及び道路運送車両法上、「**原動機付自転車**」や「**自動二輪車**」に該当するため、一般の原付バイクと同様の交通ルールの遵守が求められます。

既に利用している方又はこれから利用しようとしている方は、以下の条件を満たさなければ、公道上を運転することができませんのでご注意ください。



1 該当する運転免許証の所持

運転者は、該当する車種に応じた免許を取得・所持していなければなりません。

定格出力	0.60kw(600w)以下	0.60kw(600w)を超える
車種	第一種原動機付自転車	普通自動二輪車 (第二種原動機付自転車)
必要な免許	原付	普自二 (「原付」免許では運転できません!)



※ 定格出力とは「原動機等の機器類が、指定された条件下で安全に達成できる最大出力」のこと。

※ 定格出力が、20kw(20,000w)を超える場合は大型自動二輪車の免許が必要です。

  <違反した場合>
無免許運転 (道路交通法第64条1項違反)
罰則…3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 違反点…25点



2 自賠責保険への加入

車両は、自動車損害賠償保障法に規定する自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の契約が締結されていなければなりません。

  <違反した場合>
無保険運行 (自動車損害賠償保障法第5条違反)
罰則…1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 違反点…6点



3 標識(ナンバー)の表示

運転者は、市町村条例等で規定する標識(ナンバー)を見やすい箇所に取り付けて表示しなければなりません。

  <違反した場合>
公安委員会遵守事項違反 (道路交通法第71条第6項違反)
罰則…5万円以下の罰金 違反点…なし

4 保安基準に適合する部品の装着



車両は、前照灯、番号灯、方向指示器等の構造及び装置について道路運送車両の保安基準に適合していなければなりません。

  <違反した場合>
整備不良（道路交通法第 62 条違反）
罰則… 3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金（過失 10 万円以下の罰金）
違反点… 1～2 点

5 ヘルメットの装着



運転者は、ヘルメットを着装しなければなりません。

※ 産業競争力強化法に基づく特例措置の対象となっている一部地域において、電動キックボード等は「小型特殊車」として扱われるため、ヘルメットの装着が免除されます（現在、愛媛県内における該当区域はありません。）。

  <違反した場合>
乗車用ヘルメット着用義務違反（道路交通法第 71 条の 4 第 2 項違反）
罰則… なし 違反点… 1 点

6 通行方法における法令順守

電動キックボードやペダル付原動機付自転車は、一般の原付バイクと同様の交通ルールに従う必要があります。たとえ電源をオフにしていたとしても、乗車している限り、歩行者扱いや自転車扱いとはなりません。特に、歩道通行は絶対にできませんので注意してください。

  <違反した場合>（例）
通行区分違反（道路交通法第 17 条第 1 項違反）
罰則… 3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金 違反点… 2 点

<販売者の方へ>

電動キックボード等の販売取扱店においては、販売する際に上記のことを必ず利用者に説明してください。これを告知しなかった場合、当該利用者が違反で検挙された際、刑事責任を問われる可能性があります。



制約なしで電動キックボード等が走行できる場所は、私有地以外にほとんどありません。交通事故を防止するため、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。